

# 学校法人 興國学園寄附行為

## 第一章 総則

(名 称)

第一条 この法人は、学校法人興國学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を大阪府大阪市天王寺区寺田町一丁目四番二十六号に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人間力豊な人材を育成することを目的とする。  
(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一 興國高等学校 全日制課程

## 第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 五名以上十名以内とする。
- 二 監事 二名以上四名以内とする。

(理事の選任)

第六条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- 一 興國高等学校の校長
- 二 評議員のうちから評議員の互選によつて定められたる者二名以上四名以内とする。
- 三 前二号に規定する理事の過半数以上をもつて選任されたる者二名以上五名以内とする。

前項一号及び二号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長の選任と解任)

第七条 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(事業理事の選任)

第八条 事業理事は、理事の互選で定め、この法人の収益事業に関して業務を担当する。

(理事長の職務及び代理並に代理)

第九条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときには、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第十条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この学校法人を代表しない。ただし、収益事業については理事長の指示により、事業理事に代表せしめることができる。

(監事の選任)

第十二条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第十二条 役員（第六条第1項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

二 役員は、再任されることができる。

三 役員は、その任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあつてはその職務を含む。）を行う。

#### （役員の補充）

第十三条 理事又監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

#### （役員の解任及び退任）

第十四条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の三分の二以上出席した理事会において、理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる、

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によつて退任する。

一 任期の満了。

二 辞任。

三 死亡

四 学校教育法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至つたとき。

#### （監事の職務）

第十五条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事案があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又

は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会の招集をすることができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によつてこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### (理 事 会)

第十六条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は理事長が招集する。

4 理事長は理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを召集しなければならない。

5 理事会を召集するには、各理事に対し、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事会をもつて充てる。

8 理事長が第4項の規定による召集をしない場合には、召集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前項第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によつて定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (兼務の決定の委任)

第十七条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

### (議事録)

第十八条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決裁については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

## 第四章 評議員会及び評議員

### (評議員会)

第十九条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、つぎの各号に掲げる評議員をもつて組織する。

- 一 この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他職員を含む。）の内から理事会で選任されたる者四名以上
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年令二十五年以上の者のうちから理事会で選任される者三名以上
- 三 法人の理事長
- 四 この法人に關係ある学識経験者四名以上

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会は、定例会及び臨時会とする。定例会は毎年三月、五月及び十一月に招集する。臨時会は必要の都度これを招集する。

5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを召集しなければならない。

6 評議員会を召集するには、各評議員に對して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

8 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による排斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 評議員会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、評議員として議決に加わることができない。

13 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

#### (議事録)

第二十条 第十八条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

#### (諮問事項)

第二十一条 次の各項に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

#### 1 予算及び事業計画

2 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用資産中の不動産及び積立金の処分

3 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

4 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

5 寄附行為の変更

#### 6 合併

7 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散

8 収益を目的とする事業に関する重要事項

9 寄附金品の募集にかかる事項

10 その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの。

#### (評議員会の意見具申)

第二十二条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徹することができる。

#### (評議員の選任)

第二十三条 第十九条第2項第一号第二号及び第四号に規定する評議員は理事会において選任する。

2 第十九条第2項第一号及び第三号に規定する評議員は、この法人の職員又は理事長の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

#### (任期)

第二十四条 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残存期間とすることができます。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員はその任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第二十五条 評議員が次の各号の一に該当するに至つたときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。
- 2 評議員は次の事由によつて退任する。
  - 一 任期の満了。
  - 二 辞任。
  - 三 死亡

## 第五章 資産及び会計

### (資産)

第二十六条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

#### (資産の区分)

第二十七条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 1 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 2 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つて基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。
- 4 (基本財産処分の制限)

第二十八条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

### (積立金の保管)

第二十九条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

### (経費の支弁)

第三十条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

### (会計)

第三十一条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

### (予算及び事業計画)

第三十二条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

### (予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十三条 予算をもつて定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

### (決算及び実績の報告)

第三十四条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上で生じた剰余金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

### (財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十五条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、收支計算書及び事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合（財産目録等（役員名簿を除く。）にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他利害関係者から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員の報酬)

第三十六条 役員にたいして、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第三十七条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十八条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

## 第六章 収益事業

(種類)

第三十九条 この法人が、私立学校法第二十六条の規定により行う収益事業は火災保険代理業及び特許出願代理業とする。

## 第七章 解散及び合併

(解散)

第四十条 この法人は、次の各号に掲げる事由によつて解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
  - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
  - 三 合併
  - 四 破産
  - 五 大阪府知事の解散命令
- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認可を、同項第一号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認定を受けなければならない。

(残余資産の帰属者)

第四十一条 この法人が解散した場合（合併又は破産によつて解散した場合を除く。）における残余資産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第四十二条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

## 第八章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十三条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前後の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、大阪府知事に届けなければならない。

## 第九章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第四十四条 この法人は、第三十五条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならぬ。

- 一 寄附行為
- 二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 三 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 四 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十五条 この法人の公告は、興國高等学校の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第四十六条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理

事会が定める。

## 附則

1 この寄附行為は、令和四年四月一日から施行する。